第1743号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 2月14日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ カーテンの取替費用

Q：当社では、独身寮のカーテンの取替費用として１５０万円（１室当たり５万円）を支払いました。この取替費用は資産に計上しなければならないのでしょうか。

A：少額減価償却資産として全額損金処理することが認められます。

【解説】

カーテンは、減価償却資産の「器具及び備品」の「家具、電気機器～」の「カーテン～」に該当し、耐用年数は３年とされていますので、その取替えに要した費用は、カーテンの取得価額として処理することになります。

ところで、減価償却資産の取得価額が１０万円未満である場合には、いわゆる少額の減価償却資産としてその事業の用に供した日の属する事業年度で損金経理をしたときは、損金の額に算入することが認められています。この場合の取得価額が１０万円未満かどうかは、通常１単位として取引される単位ごとに判定することとされています。

カーテンの場合、１枚では機能を有するものではなく、１つの部屋（室）で数枚が組み合わされてその効用を果たすものであると考えられますので、取得価額が１０万円未満であるかどうかは、部屋（室）ごとにその取得価額で判定するのが合理的だと思います。

ご質問のカーテンの取替費用は、１室当たり５万円とのことですから、その取替えをした事業年度で全額損金処理することが認められます。